

## 第1章 各種申請手続きについて

### 1 組合員資格取得届〈地方公務員等共済組合法 39 条、地方公務員等共済組合法施行規程 93 条〉

新採用職員、他の共済組合からの転入職員、再任用フルタイム職員(1年目)、フルタイムの会計年度任用職員(1年目)、臨時的任用職員(1年目)は下記の書類を提出してください。

■ 組合員資格取得届書(P.33)

■ 人事異動通知書(辞令)の写し

■ 住民票(謄本又は抄本)の写し

※ 取得に時間を要する場合は、当該書類のみ後日提出可。

※ 新採用職員、他の共済組合からの転入職員、フルタイムの会計年度任用職員、臨時的任用職員は提出。

■ 年金加入期間等報告書 (P.35) (問い合わせは年金班へ)

※ 新採用職員、他の共済組合からの転入職員、フルタイムの会計年度任用職員、臨時的任用職員は提出。

#### 提出上の注意

■ 基礎年金番号は、必ず記入すること。

※ 番号が不明な方は年金事務所で確認してください。

■ 年金加入期間等報告書は、「なし」でも必ず提出してください。

※ この場合、勤務先の欄に「なし」と表示してください。

■ 会計年度任用職員のうち下記の要件に該当する者は、地共済に加入することになります。

①任用が事実上継続していると認められる場合において、

②常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて12月を超えるに至った者で、

③その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

※令和4年10月以降の短時間勤務職員の手続きについては、別途周知します。

### 2 被扶養者申告(認定・取消)〈法 55 条、規程 94 条〉

新たに被扶養者に該当する者が生じたとき、又は現在被扶養者である者を取り消しするときは、被扶養者申告書(P.38、P.42)と添付書類を提出してください。添付書類は、別表の「被扶養者申告書(認定・

## 第2編 組合員証等について

取消)に添付する書類」(P.29～32)をご参照ください。

### (1) 被扶養者の範囲〈法第2条第1項第2号〉

次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持する者は、被扶養者となります。

ア 組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹、兄姉

イ 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族でアに掲げる者以外の者

ウ 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子、並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で組合員と同一世帯に属する者

※ イとウは同居を前提とします。(例、組合員のおじ、おば、甥、姪等)

※ 平成28年10月より、組合員の兄姉は、組合員と同居していなくとも被扶養者として認められます。

### (2) 被扶養者として認定されない者

ア その者について、その組合員以外の者が勤務先から扶養手当又はこれに相当する手当を受けている者

イ 年額130万円以上の収入がある者。但し、その者の収入の全額若しくは一部が障害を支給事由とする給付に係る収入である場合、又は60歳以上の者でその者の収入の全部若しくは一部が公的年金等に係る収入である場合は、180万円以上の収入がある者

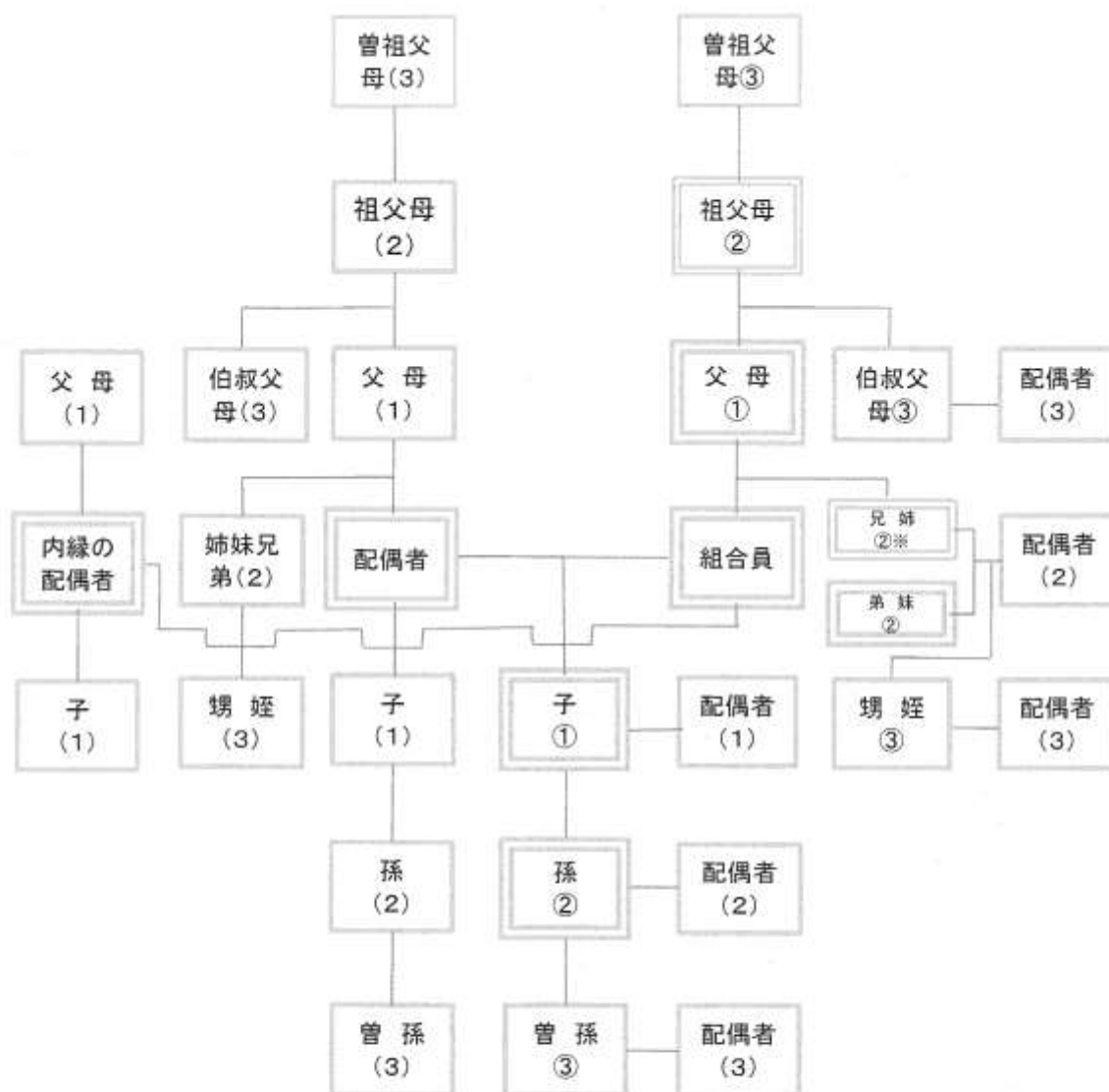
※ 60歳未満の公的な障害年金以外の年金受給者(遺族年金受給者等)は、収入上限額は130万円となる。

ウ 他の共済組合の組合員、健康保険、日雇保険又は船員保険の被保険者である者

エ 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合に、社会通念上その組合員から主たる扶養を受けていない者

オ 75歳以上の者、または65歳から74歳の者で、一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた者(後期高齢者医療広域連合の被保険者となる者)

【三親等内の親族】



※ 平成28年10月より、組合員の兄弟は、組合員と同居していなくても被扶養者として認められます。

(注)

主として組合員の収入によって生活しているもので

- ▣ 印は、別居の場合も認められるが、
  - 印は、組合員と同じ世帯に限り認められる扶養者を示す。
  - 印は、血族を示す（組合員の系統）。
  - （ ） 印は、姻族を示す（配偶者の系統）。
- 数字は、親等数を示す。

### (3) 被扶養者申告書作成上の注意

- ア 扶養親族届(扶養手当認定)の手続きを先に行ってください。
- イ 所属所の事務担当者は、組合員からの被扶養者申告書を受理したときは、所属所の受付印を押してください。(事由発生日に注意してください)
- ウ (ア)扶養手当「有」の場合の添付書類(普通認定)
- 「被扶養者申告書(認定)に添付する書類」の書類(写し可)
- (イ)扶養手当「無」の場合の添付書類(特別認定)
- 「被扶養者申告書(認定)に添付する書類」の書類(原本)
- エ 被扶養者の要件を備えた年月日、理由も必ず記入してください。
- 例： 令和〇年〇月〇日 採用(出生、離職、失業手当受給終了等)

### (4) 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

- ア 扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われる場合は、その支給を受けている者の被扶養者として認定してください。
- イ 上記ア以外の場合は、夫婦双方の年間収入を比較し、組合員の年間収入が配偶者の年間収入より多いとき、又は夫婦双方の年間収入が同程度であるときは、被扶養者申告書を提出した組合員の被扶養者として認定することができます。なお、「同程度」の範囲については、「夫婦双方の年間収入の差額が多い方の年間収入に対して1割以内である場合」とします。
- ウ 上記イの認定に当たっては、次に掲げる書類等により夫婦双方の年間収入を確認してください。
- 市区町村長発行の所得証明書(※源泉徴収票は不可)
  - 確定申告書、収支内訳書等の写し
  - 年金額を証する書類

(5) 離職後の認定について

離職により被扶養者の認定申請をするとき、下記の書類の提出も必要です。

ア 雇用保険に加入していなかったとき

■雇用保険申立書(P.66)

イ 雇用保険受給放棄のとき

■雇用保険申立書(P.66)

■雇用保険被保険者離職票1及び2(共に写し可)

ウ 雇用保険受給待機のとき

(ア) 手続きが済んでいる場合

■「雇用保険受給資格者証」の写し

(イ) 手続きが済んでいない場合

■離職表1及び2(共に写し可)

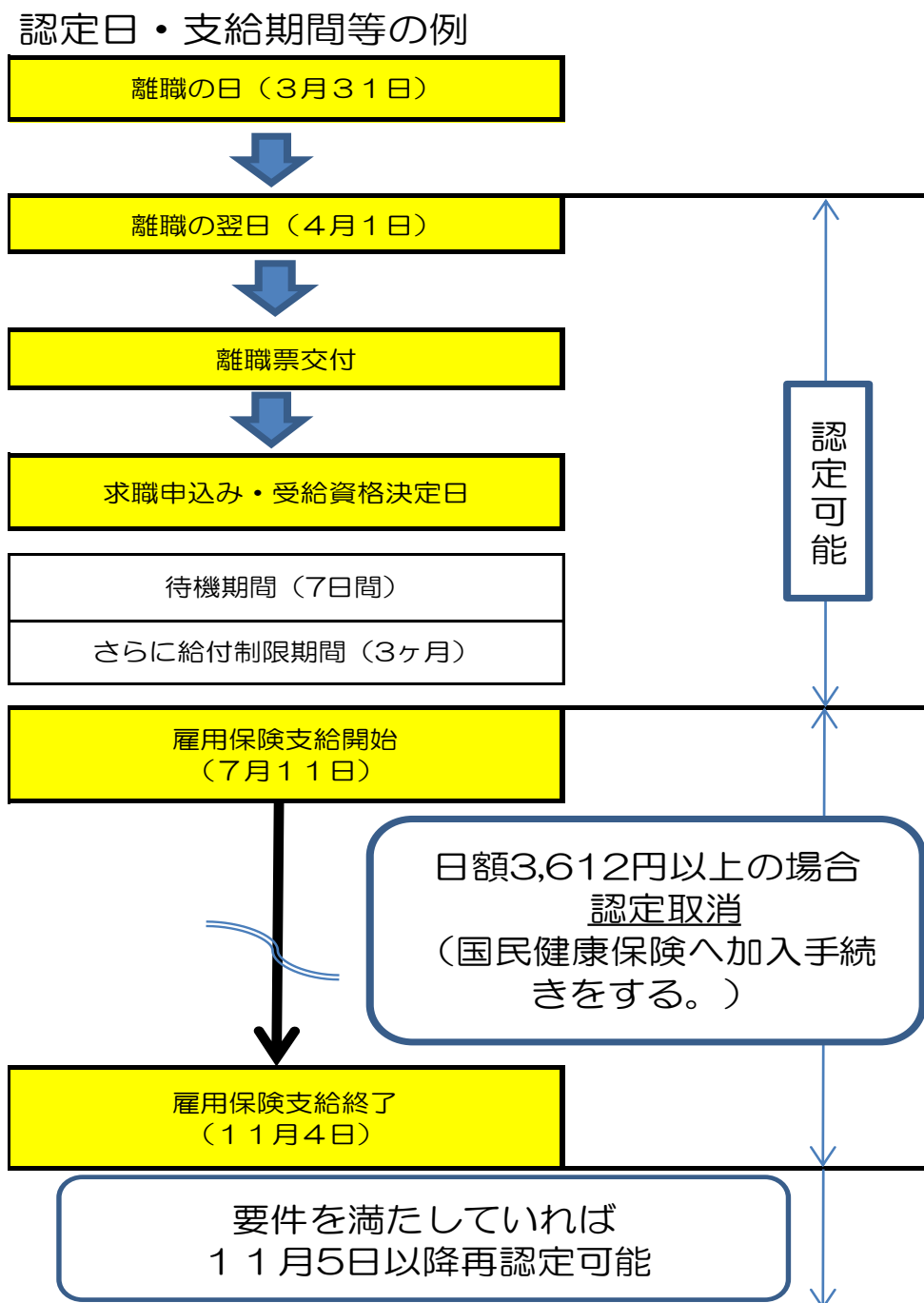
(ア)(イ)共通

■雇用保険申立書(P.66)

エ 雇用保険(基本手当)受給中で、基本手当日額が3,612円以上の場合は認定できません。

オ 雇用保険受給終了のときは、「雇用保険受給資格者証」(支給終了年月日が確認できる面の写し)を提出してください。

【 雇用保険受給の流れと被扶養者認定の可否 】



(6) 被扶養者申告書(認定)にかかる留意点

ア 被扶養者の要件を備えている者が生じた場合に、その申告書が事実の生じた日から30日以内に提出された場合は、その事実が生じた日から認定され、30日を超えて提出された場合は、所属所の受付の日から認定されます。

## 第2編 組合員証等について

※ 「30日」の起算日は扶養の事実が生じた日(例:子の誕生日、結婚した日等)の翌日となり、事実発生日の翌日から数えて30日以内の間に、所属所長の受付日があるかどうかで判定します。

ただし、期間が午前0時から始まる場合は、扶養の事実が生じた日が起算日となります。

(例:退職の場合は退職日の翌日が起算日)

イ 年額130万円とは、月額108,333円、日額3,611円(30日勤務として)となります。賃金が日額で定められている場合は、勤務の形態に応じた月額換算します。

ウ 保険会社の外交員、各種セールスマン又は日々雇用される者等のように収入月額の不安定な場合で、採用された時点で判断することが難しいものについては、便宜的に3ヶ月の収入の実績により、その平均月額が108,333円未満かどうかにより判断します。(1,300,000円÷12月=108,333円)

エ 給与所得外(不動産所得・農業所得・営業所得等)の収入のある者は、確定申告書・収支内訳書等の写しを提出してください。(経費等の確認のため)総収入額から必要経費(税法上の必要経費とは異なります(※21ページ参照))を控除した後の金額が、恒常的な収入となります。

オ 他の共済組合から引き続き当共済組合の組合員となった者の被扶養者認定申告書に添付する書類については、当該他の共済組合において交付された組合員証の写し及び当該他の共済組合における認定後において収入及び同居要件等に関し変動がない旨の「被扶養者の継続認定に関する申立書」をもって添付書類とすることができます。

カ 18歳以上60歳未満の者で、学生又は所得税法上の規定による控除対象配偶者、傷病による就労能力のない者等を除き、通常稼働能力があるものと考えられるので、扶養事実、扶養しなければならぬ事情を具体的に調査確認し、処理します。

なお、恒常的収入が当該金額未満であっても主として組合員の収入による生計維持関係がなければ被扶養者として認定できません。

キ その他、共済組合が必要とする書類を要求する場合があります。

## (7) 被扶養者の取消申告

被扶養者の取消事由が生じたときは速やかに申告し、氏名・事由・年月日が判断できる書類を添付してください。

### 提出書類

- 被扶養者申告書(取消)(P.42)
- 取消事由等が確認出来る書類
  - ※ 「被扶養者申告書(取消)に添付する書類」(P.32)を参照
- 取消をおこなう被扶養者が所持している交付を受けたすべての組合員証等

#### 取消事由の例

- |                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| ・ 就職（社会保険への加入）        | ・ 扶養替え              |
| ・ 収入超過（130万円超）        | ・ 婚姻                |
| ・ 公的年金の受給、改定（180万円超）  | ・ 死亡（取消日は死亡日の翌日）    |
| ・ 世帯1/3以上の送金無し（別居の場合） | ・ 離婚（取消日は離職日の翌日）    |
| ・ 他制度への加入（国民健康保険等）    | ・ 雇用保険の受給（3,612円以上） |

## (8) 被扶養者取消申告にかかる留意点

ア 被扶養者の資格喪失要件が生じたら遅滞なく、被扶養者取消の申告をしてください。

取消は事由発生年月日まで遡及します。

イ 75歳に達した被扶養者はその誕生日から被扶養者資格を喪失しますので、高齢受給者証を速やかに返納してください（その際、被扶養者申告書(取消)の提出は不要です）。

ウ 65歳から74歳の方で、一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、被扶養者資格を喪失しますので、被扶養者取消申告をしてください。

## 3 国民年金第3号被保険者関係届〈国民年金法第12条第6項〉

組合員の被扶養配偶者(妻又は夫)として認定されたとき、又は認定取り消しするときは、下記の書類を提出してください。



## 第2編 組合員証等について

### (1) 被扶養配偶者として認定された場合

#### ■ 国民年金第3号被保険者関係届 (P.59)

### (2) 被扶養配偶者を認定取り消した場合

(収入超過・離婚、死亡による取消及び国外居住の被扶養配偶者を取消)

#### ■ 国民年金第3号被保険者関係届 (P.59)

※ 収入超過であっても社会保険(厚生年金)に加入するときは提出不要です。

※ 第1号被保険者になった場合は、本人による市町村への届出も必要です。

### (3) 被扶養配偶者が住所変更した場合

#### ■ 国民年金第3号被保険者住所変更届 (P.60)

### (1)～(3)の記入上の注意

※ 基礎年金番号は、必ず記入してください。(番号が不明な方は年金事務所で確認してください。無記入で提出しますと年金事務所から返戻されます。)

※ 配偶者の氏名の欄は「組合員の氏名」

※ 被保険者の氏名の欄は「被扶養配偶者の氏名」

※ 届出人は「被扶養配偶者」

※ 事業主等確認欄は「所属所」で記入してください。

## 4 組合員証等再交付申請〈規程 96 条〉

組合員証の亡失等により再交付が必要な場合は、下記の書類を提出してください。

#### ■ 組合員証等再交付申請書 (P.46)

※ 添付書類不要

※ 組合員証等の再交付後に亡失した当該組合員証を発見したときは、直ちに共済組合へ返納してください。

## 5 組合員証記載事項変更申告〈規程 95 条〉

下記のいずれかに該当したときは、組合員証記載事項変更申告書及び添付書類を提出してください。

### (1) 住所変更の場合

## 第2編 組合員証等について

■組合員証記載事項変更申告書(P.44)

■住民票謄本

### (2) 組合員の婚姻による氏名の変更

■組合員証記載事項変更申告書(P.44)

※ 「金融機関指定口座」欄は、支店や口座番号に変更がない場合でも、氏名に変更があった場合には必ず記載してください。

■戸籍抄本

※ 被扶養者の氏名変更も併せて申請する場合は、謄本を添付してください。

## 6 組合員異動報告〈地方公務員共済組合運営規則第10条〉

組合員資格を喪失するときには、下記のとおり組合員異動報告書及び添付書類を提出してください。

■組合員異動報告書(P.48)

■交付を受けたすべての組合員証等

■退職辞令の写し(年度途中退職者のみ)

※ 異動年月日は事実発生日(退職日・任期満了日等)の翌日を記入してください。(他共済へ転出・退職派遣の場合には人事異動発令日を記入)

◎事業所得に係る必要経費の取扱いについて

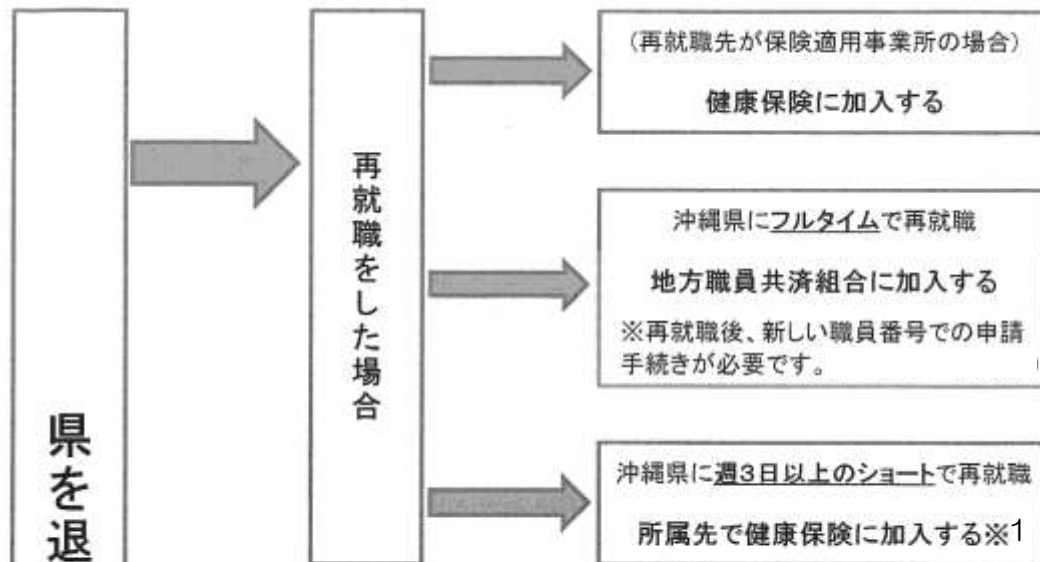
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	売上価額（仕入価額）	給料賃金	地代家賃	租税公課	減価償却費	荷造運賃	水道光熱費	旅費交通費	通信費	広告宣伝費	修繕費	消耗品費	接待交際費	福利厚生費	車両関係費	損害保険料	雑費	外注工賃	専従者給与	貸倒金	利子割引料	貸倒引当金	償借料	借入金利子	青色申告控除
不動産所得																									
事業所得																									
農業所得																									
農業所得		雇人費	種苗費	系畜費	肥料費	飼料費	農具費	農業衛生費	諸材料費	動力光熱費	作業用衣料費	荷造手数料	土地改良費	水利費	農業共済掛金										

(注意)

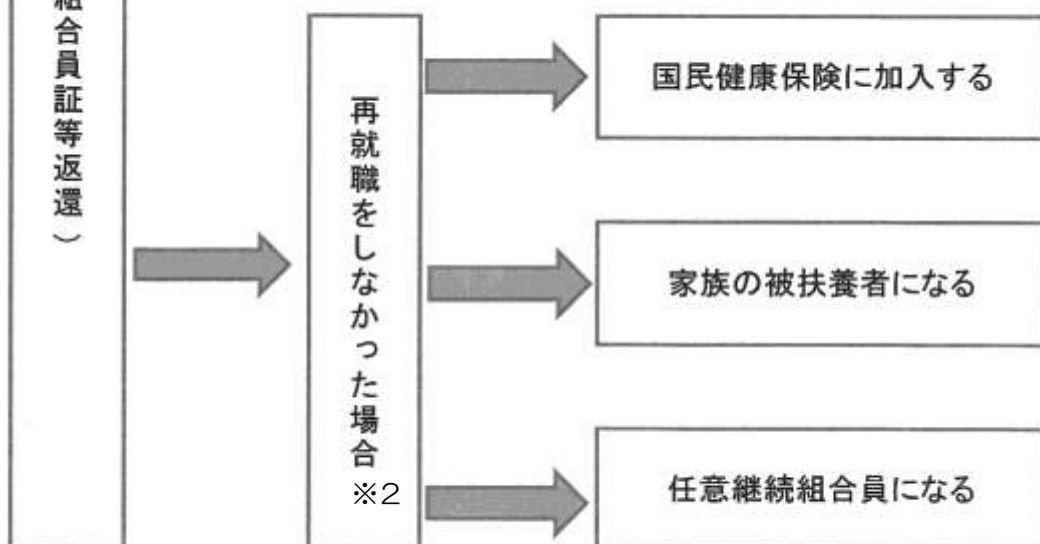
上記経費の取扱いについては、事業の種類、内容等を精査し個別に判断する場合があります。

## 第2章 退職後の医療（任意継続組合員制度）について

組合員が退職した場合には、何らかの健康保険制度に加入しなければならず、どの保険にするかは、再就職の有無や再就職先等でこととなります。



※1 令和4年10月以降の再任用ショートについては地共済に加入することになります。



※2 アルバイト・県以外での短時間勤務・保険適用外事業所で健康保険の加入要件に満たない場合も含まれます

## 1 任意継続組合員の資格取得

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員だった者が、任意継続組合員になることを申し出て、納付期限までに掛金を納付することにより、退職後2年間在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができます。(休業給付及び保健事業を除く)

■任意継続組合員になるためには、

(1)退職の日から起算して20日以内に申出書を提出

(3月末日退職者は、2月末日までに地共済必着)

(2)納付期限内に掛金を納付する

■留意事項

(1)退職の日の前日まで1年以上組合員だった者が任意継続組合員になることができます。

(2)4月1日採用者が、翌年の3月31日に退職した場合は任意継続組合員になれません。

## 2 被扶養者認定について

退職日時点で認定されている被扶養者で、退職日以降も被扶養者の要件を満たしていれば、自動的に認定継続となります。すでに認定されている被扶養者全員を認定継続する場合、手続き不要です。

※6月以降すべての被扶養者を対象に、被扶養者の認定要件を満たしているか確認を行います。(他の保険への加入の有無、収入、別居の場合は送金額など)

要件を満たしていない場合は、遡及取消となることもあります。ご注意ください。

## 3 任意継続組合員の資格喪失

任意継続組合員は、次のいずれかの事由に該当することになったときは、任意継続組合員の資格を喪失します。速やかに、交付を受けたすべての「組合員証」等を地共済へ返還願います。

(1)掛金を納付期限までに納付しなかったとき

(2)他の医療保険の被保険者となるとき

(3)任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合(支部)に申し出て、その申し出が受理された日の月の末日が到来したとき

(4)死亡したとき

(5)任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき